

法曹の養成に関するフォーラム

第5回会議 議事録

第1 日 時 平成23年8月31日（水）自 午後 1時01分
至 午後 2時38分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 第一次取りまとめ（案）について
- 2 第一次取りまとめに向けた意見交換

第4 出席委員等 佐々木座長，瀧野内閣官房副長官，小川法務副大臣，櫻井財務副大臣，鈴木文部科学副大臣，経済産業省経済産業政策局小宮審議官（中山経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，翁委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，丸島委員，宮脇委員，最高裁判所事務総局菅野審議官，最高検察庁大仲オブザーバー，日本弁護士連合会川上オブザーバー

第5 議 事 （次のとおり）

○松並官房付 では、予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第5回を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 佐々木でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、オブザーバーの最高検察庁において、人事異動による構成員の交代がありましたので御紹介いたします。

最高検察庁、大仲総務部長です。

○大仲オブザーバー 大仲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木座長 なお、本日は萩原委員、山口委員、鈴木総務副大臣、中山経済産業大臣政務官、加藤オブザーバーが欠席されております。中山政務官の代理として、小宮経済産業政策局審議官が出席されています。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

○松並官房付 本日皆様のお手元にお配りしております資料は6点ございます。

1点目は、本日の議事次第です。2点目は、「法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ（案）」。3点目は、日弁連作成の「貸与制における保証の問題について」と題する書面です。4点目は、丸島委員作成の「貸与制の実施と司法修習生について」と題する書面。5点目は、丸島委員作成の「司法修習制度の意義と給費制・貸与制を巡る論点について」と題する書面です。6点目は、日弁連作成の「司法修習制度の意義と貸与制について」に対する補充説明書」です。

また、従前どおり、机上には各種基礎資料及び前回の会議までに提出された資料や議事録をつづったファイルも置いておりますので、適宜御参照ください。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。

本日の議題は一つだけということでございます。

前回の会議の最後に、これまでの議論を踏まえまして、第一次取りまとめに向けた作業を進めることを申し上げ、御了承をいただいたところでございます。

そこで、前回の会議にお示しをいたしました論点整理、骨子案、たたき台をベースとしまして、前回会議の御議論に基づき作業を進め、複数回にわたり、皆さんから御意見をいただいていたところでございます。

御意見に基づき、本日、第一次取りまとめ（案）としてお配りいたしておりますので、これについて私から説明を申し上げます。

まず、1ページ、第1の「はじめに」では、新しい法曹養成制度に関する様々な問題点が指摘される状況の下、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」における検討結果や、昨年11月の衆議院法務委員会決議を踏まえ、本フォーラムの発足に至ったとの経過を記載しております。

2ページ、第2の「検討の経過」では、本フォーラムの検討スケジュール、経済状況調査の実施を記載し、別紙2により、本フォーラムの検討経過を明らかにしております。

第3の「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について」では、1の「司法修習の意義と経済的支援の必要性」におきまして、司法修習生の修習期間中の生

活の基盤を確保する必要から、司法修習生に対して経済的支援を行う必要があるとしております。

3 ページ、2 の「経済的支援の基本的な在り方」では、(1) の「貸与制導入の経緯、趣旨とその概要等」で、アの「貸与制導入の経緯等」、イの「貸与制導入の趣旨」、4 ページ、ウの「貸与制の内容」をそれぞれ記載しております。

5 ページ、(2) の「給費制を維持すべきとの見解（貸与制導入に支障があるとの見解）」では、主として日弁連が主張される、その理由を列挙しています。

(3) では、別紙 4 も含めて「本フォーラム事務局が実施した経済状況調査の結果」を記載しています。

これらの内容を踏まえまして、6 ページ(4) の「本フォーラムでの検討結果」では、アで「本フォーラムにおいて大勢を占めた意見」として、「貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置を検討すべきであるとの意見が大勢を占めた」とし、その理由として、皆さんから伺った意見を、(ア) の「貸与制導入の趣旨との関係」、7 ページの(イ) の「修習に専念できる環境の確保」、(ウ) の「経済状況調査の結果と修習資金の返還の負担」、それから 8 ページ(エ) の「資力に乏しい者が法曹になれなくなるおそれについて」、(オ) の「法曹志願者減少への影響について」、9 ページ(カ) の「給費制と弁護士の公共心等との関係について」、(キ) の「給費制と司法修習の実態との関係について」、(ク) の「法曹人口、法曹養成制度全体との関係について」の八つの観点に分けて整理しています。

また、10 ページ、イでは「少数意見」を記載し、11 ページ、ウでは「その他（議論の進め方について）」として、「本フォーラムとして、法曹養成制度全体の議論に先立ち、司法修習生に対する経済的支援の在り方について結論を出すことは可能であり、相当であることが確認された」としております。

その上で、エで、先ほどの大勢を占めた意見に従った「結論」を記載しております。

12 ページ、3 の「貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の内容について」では、(1) の「低収入・低所得者に対する措置」として、アの「措置の必要性」では、十分な資力を有しない者に対し、負担軽減措置を設ける必要があるとしております。

イの「措置の内容についての基本的な考え方」では、日本学生支援機構の奨学金制度の返還期限の猶予に関する取扱いに準じて定めることを基本とし、法科大学院在学中の経済的負担をも考慮する必要があるとしています。

そして、ウの「措置の具体的内容」として、給与所得者は年間収入金額が 300 万円以下、給与所得者以外は年間所得金額が 200 万円以下、猶予期間最長 5 年間を基本とする、また、収入・所得基準の適用に当たり、法科大学院在学中の修学資金であることが明確なものについては、その年間返還額を年間収入・所得金額から控除することとしております。

13 ページ(2) の「その他の措置の要否」では、アの「公益的な活動を促進するための措置」については、公益的な活動を促進するための減免措置を講ずるのが適当との結論には至らなかったと記載しています。

イの「貸与された修習資金の返還以外の若手弁護士に対する負担軽減措置等」として、弁護士会費等の負担についての各意見、期限の利益喪失措置についての意見等があったことを

記載しております。

14ページ、第4の「法曹の養成に関する制度の在り方について」は、1の「取りまとめの趣旨」として、差し当たり、第1回会議、第2回会議で交わされました議論の状況を紹介することとし、皆さんから出された意見をもとに、2の「議論の状況」として整理して記載し、15ページ、3の「今後の検討」として、これらの意見を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方について、今後も更なる検討を続けることとしたいと、このような内容になっております。

私の方から概略、この取りまとめ（案）につきまして、ただいま御報告をさせていただきました。

そこで、意見交換に入りたいと思いますが、この文案の審議に先立ちまして、本日の資料3において、日弁連から、前回の岡田委員の御質問に関連する貸与制における保証の点について説明を求められております。また、資料4において丸島委員から司法修習生に関する諸制度の取扱いについての御質問もございます。これらの点を併せまして、最高裁判所菅野審議官から御説明をお願いいたします。

○菅野審議官 それでは、今、座長から御指名いただきましたので、これらの点につきまして御説明をさせていただきます。

前回フォーラムにおきまして、私より、貸与制においては、特殊な事例があれば当該金融機関が最終的にどう判断するかという問題があり得るものの、制度設計として、金融機関が保証を拒絶する前提では考えていないと説明させていただいたところですが、その後、更に確認しましたところ、前回の説明を特段修正する必要はないと考えております。

具体的に説明いたしますと、第3回フォーラムでも事務局から御説明がありましたが、貸与制の下では修習資金の貸与を受けようとする場合、自然人2人又は最高裁判所の指定する金融機関を連帯保証人として立てることとなっております。

一般に、国が修学資金を貸与する制度では保証人を立てることが要求されており、自然人の保証人につきましては父又は母が要求されておりますが、修習資金の貸与制におきましてはその要件が緩和されております。すなわち、自然人による保証につきましては、修習生との関係にかかわらず、第三者の債務を保証できるだけの最低限度の資力等の要件を満たす限り、保証人として立てることができることとしており、そのような自然人の保証人を立てることができない方であっても、金融機関による保証を受けることができるように特段の配慮をしております。

指定金融機関としましては、公正な企画競争の手続により、保証料が最も低額であることなどから、総合的に最も高い評価を得た株式会社オリエンテーションが選定されております。オリエンテーションとしては、保証審査において、原則として全件承認する方針であり、オリエンテーションのクレジット利用等において現在トラブルとなっている方については、その度合いによっては保証を拒絶する場合があると聞いておりますが、審査に当たっては、貸金業法に基づく指定信用情報機関への照会や登録は行わない方針と聞いております。個別事案における具体的な審査は最終的にはオリエンテーションが行うこととなりますが、オリエンテーションから保証が拒絶されるのは、極めて例外的な場合に限られると認識しております。

実際にも、貸与制が実施される予定となっていた昨年11月採用の新64期司法修習生の貸与申請状況を見ますと、オリエンテーションによる保証を申し込んだ件数は310件ございましたが、オリエンテーションから保証を拒絶された者は一人もおりませんでした。

なお、日弁連御指摘のとおり、最高裁判所とオリエンテーションとの包括保証委託契約書には、オリエンテーションが保証委託契約の締結に承諾しない場合の手続を定めた条項があり、貸与申請者とオリエンテーションとの間の保証委託約款には、貸与申請者がオリエンテーションから信用状況の調査を受けても異議を述べない旨の条項がありますが、他の一般的な保証の場合と同様に、金融機関の保証である以上、特殊な事例に備えてこのような条項を設けること自体は、むしろ当然ではないかと考えております。

また、万が一、オリエンテーションの審査により保証が拒絶された場合には、通常のこの種の貸付けの場合の原則に戻りまして、自然人の保証人2人を探していただければよいわけですが、仮に、自然人の保証人をどうしても見つけられない場合でも、貸与希望者が他の金融機関との間で保証委託契約を締結したときには、その金融機関を審査した上で貸与決定することも考えられると思っております。

したがいまして、貸与申請をした場合、保証を受けられずに貸与を受けられない場合は制度設計としては想定し難いところでして、貸与申請者については基本的に全員が貸与を受けることができる制度となっております。

引き続きまして、丸島委員から私ども等に対しまして、貸与制に移行した場合を前提にして、司法修習生に関連する諸制度の取扱い等について説明を求める書面、資料4が提出されておりますので、若干コメントをさせていただきます。

御関心を持たれている事項は、いささか技術的、細目的なレベルのものも含まれているように思いますが、貸与制に移行した場合の関係諸制度の全体像を確認されたいという御趣旨かとお察いたしますので、前回のフォーラムでも私からあらましを一部説明いたしました。改めて、丸島委員が指摘されている諸制度につきまして、若干時間をちょうだいして説明をさせていただくことにいたします。

まず、最高裁判所としましては、給費制から貸与制への移行に伴い、関連する制度上の取扱いを変更せざるを得ない場合も生じますが、そのような場合であっても、貸与額の金額を定めた際にその点を十分反映させるなどして、可能な限り、給費制下での取扱いに比べて不利益になることのないように配慮することを基本にして検討を進めたことを強調させていただきます。

具体的には、まず、給費制下で支給されていた通勤手当につきましては、本質的に給与の性質を有するものであるため、貸与制に移行した後は支給することはできませんが、貸与制の制度設計においては、給費制での一般的な支給水準との連続性が維持できるよう、司法修習生がそれによって生活に必要な諸費用を賄える程度のものであることを基本として、正に今回の貸与額の設定を行ったわけです。

また、健康保険、年金といった社会保障につきましては、従前適用されていた国家公務員共済組合法上は、共済組合の組合員の資格を取得するために、その規定上、国から給与

を受けることが求められているところ、貸与制に移行すると給与は支給されなくなりますから、国家公務員共済組合法を適用できなくなり、裁判所共済組合に加入することはできなくなります。したがって、司法修習生は司法修習開始以前までに加入していた健康保険及び年金制度に引き続き加入していただくか、それができない場合には、国民健康保険及び国民年金への加入等の手続をしていただくこととなります。

旅費や労務災害につきましては、御承知のとおり、司法修習生は公務員ではありませんが、その制度の建て付け上、給与の支払が要素になっておらず、支給対象者と国ないし国の事務との関連性がその支払を可能にするポイントであると考えられています。したがって、司法修習が国、すなわち最高裁判所によって運営されており、司法修習生がその監督下で修習を受け、修習に専念する義務を負っていることなどから、修習の実施に当たって必要な移動に要する費用や、修習に起因する災害により被る損失につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律や国家公務員災害補償法の趣旨、目的が妥当すると考えられるため、それらの法律により、司法修習生に対し、国家公務員に準じて旅費の支給や災害補償を行うこととしております。

なお、国家賠償法の関係につきましても、貸与制への移行によってその取扱いが変わることはないと考えております。すなわち、司法修習生の行為によって国が賠償責任を負うかどうかにつきましては、司法修習生の該当行為が国家賠償法1条1項に定める「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき」という概念に当たるといえるか否かを、個々の事案ごとに判断することとなると考えられます。

以上のとおりでございます。これらの諸制度につきましては、給費制から貸与制へ移行しても変更はない、あるいは変更があったとしても、それぞれ必要かつ可能な対応が図られているものでありまして、私どもといたしましては、これらの関係する諸制度面を含めて、貸与制に移行しても、修習に専念することができる環境は十分に確保することができていると考えておりますので、最後にその旨、付言いたします。

以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

保証の件につきましては岡田委員から問題提起がございまして、前回いろいろ御議論いただいたところでありますが、この件、そういうことで岡田委員から一言御意見があれば表明していただきたいと思っております。

○岡田委員 今日、初めて保証委託契約書を見せていただきましたが、保証契約であれば約款には最低限このような条項は入っていると思えますし、やはり一般の方がオリコと保証契約をする場合に比べたら、大変優遇されていると思えます。またオリコにとっては、最高裁と契約ができるということは大変光栄なことだろうと思っておりますので、最高裁や修習生を困らせるようなことはないだろうと期待します。ひいては消費者との契約においても反映できればいいなと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかの委員から何か御発言ございませんか。

○丸島委員 詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。

趣旨をもう一度確認させていただきますが、要はオリコとの関係で従来、支払遅滞や信用状況等をめぐりトラブルがあった場合については別途問題となり得るけれども、その他の金融機関等との関係では信用状況等の問題などについては調べもしないし、そのことを問題にもしない。そういう理解だということによろしいですね。

○菅野審議官 まず、後段については、そのとおりだと理解しています。

前段については、オリコとの間で現在トラブルが生じている場合にはすべて保証を行わないというイコール関係ではなくて、個別にトラブルのレベルを判断しながら決めていくことになると思います。

○丸島委員 要するに、この約款の中に、これは通常の保証契約の場合には入ってくるものですが、当事者の財産、収入、信用状態について保証会社が調査することがあり、それについて異議は述べませんと書かれています。調査の結果によっては、保証会社が保証を断ることがあるというのが一般的な約款の定めであり、この契約関係も同じだと思いますが、約款にそのように定められていても、実際の運用としては、今おっしゃったように調査はしませんよと。したがって保証は拒否しませんよと、こういう関係になっているという理解でいいんですね。

○菅野審議官 そのように聞いております。

○丸島委員 これは約款上は調査すると書いてあるんだけど、それは書いてあるだけで実際はしませんと。契約書はそうなっているけれども実際はそのようにしないと。こういう関係なんですね。

○菅野審議官 私どもから、オリコが具体的にどういう審査、調査を行うのかについて、踏み込んでお答えするのは適当ではないように思います。しかしながら、司法修習生に対する貸与金の保証ですから、当然、将来、弁護士、裁判官、検察官という進路に進むことを前提にしての保証ということになるわけですから、保証料の設定もそうでしょうけれども、いわゆる貸倒れになるリスクなどの諸事情を総合的に判断して最終的に決定をすることになるだろうと思います。そういう考慮もあるのだろうと思いますが、先ほど申し上げたように、オリコから聞いているところだと、オリコと現に深刻なトラブルが生じていなければ保証を行うと伺っているところです。

○丸島委員 裁判所からすれば、それはレアケースだからということでおっしゃるんだろうかと思うんですが、実際には、司法界に来ておられる方の中には、自ら起業して、しかしそれがうまくいかないで、いろいろな意味でそこから経験を学ばれて法律家としてやり直し貢献していきたいというような人生の選択で来られる方も少なからずおられます。そして、そういう方は、事業に伴う個人保証や何やかやで信用状況は悪化し、そして御家族なども、保証人として頼めないという中で来られている方も一定数は必ずおりますので、例外的にオリコに拒絶される人があっても仕方がないということで、それを見過ごすということにはいかないものですから、くどいようですが申し上げているんです。是非ともそこは、そういう志を持った人たちがきちっと修習に専念する生活を送れるような仕組み、運用というものを、是非検討していただきたいと思っていますので、意見として申し上げておきます。

○菅野審議官 今の点につきまして、まず一つは、先ほども申し上げましたとおり、昨年、新64期司法修習生がオリコに対して保証申請を行うという実例が一応生じたわけです。310名がオリコに保証申請をして、310名全員について保証するという審査決定がさ

れている事実があることを、改めてご紹介させていただきます。

また、これも先ほど説明させていただいたとおり、万が一、先ほど申しましたような事情でオリコから保証を拒絶されたとしても、もちろん、自然人の保証人を見つけていただく手段があります。さらには、他の金融機関との間で保証委託契約を締結した場合には、私どもとしても、その金融機関を審査した上でということになりますが、貸与を行うという対応も考えるという配慮までしていることを、十分御理解いただければと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

まだほかにも御意見があらうかと思いますが、本日の第一次取りまとめ（案）の審議をしなければいけませんので、本件について、今日、新たに御説明いただいたという面もございますので、やはりこの第一次取りまとめの中にその内容をきちっとおさめておくということは考えるべきかなと、座長としては思うわけでありまして、その際、丸島委員から述べられた危惧の点もしかるべき形で入れておくというようなことが考えられます。そういう取扱いで、私としては、本日の会議中に具体的な取りまとめ（案）を皆様にお示しをして皆様の御了解がとれるように、できればしたいと思っておりますけれども、そんな取扱いでよろしゅうございますか。そういうことで、事務局に作業をお願いしたいと思いますので、事務局はよろしく作業を急いでやってみてください。

○松並官房付 それでは、今、保証の問題でございましたので、今、取りまとめ（案）の4ページ、ウの「貸与制の内容」というところの①に保証のことについて説明がございますので、こういったところか、あるいは7ページの方に、大勢意見の中の（イ）の「修習に専念できる環境の確保」のところにも保証に言及している部分がありますので、このあたりで議論の内容を盛り込むと。さらには、丸島委員からも問題提起がございましたので、10ページに「少数意見」がございますので、その中にも保証に関する言及があった旨を記載することで、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○佐々木座長 短くお願いします。議論があれば。

○川上オブザーバー 日弁連が提案していますので発言させていただきます。今、菅野審議官から説明がありましたが、この問題は前回のフォーラムで岡田委員が「先ほどの回答で、絶対貸与は受けられるということを確認させていただいたということです。」と発言され、最高裁はこれを否定されなかった。そこで、調べてみたところ条項上から申し込みをしても貸与を受けられないことがあるのではないかとこの疑問が出てきたわけです。そのため正確な説明を最高裁に求めたものです。今日の菅野審議官の説明では、要は「契約書には書かれていますが、実際には適用されませんので心配ありません。」との趣旨であると理解しました。これでは、まるで消費者事件の加害者の常套句を連想してしまいます。保証がないために貸与を受けられない事態が発生するかどうかは非常に重要な問題です。事は経済的理由によって法曹を断念することがないようにしなければならない時に、給費制に代わって貸与制を導入するかどうかという制度の問題自体にかかわることであり、軽いものではありません。

貸与制に対する反対意見として、その点を踏まえて修正案を作っていただきたいと思っております。

○佐々木座長 分かりました。そのように処理するように事務局をお願いしておきます。

○井上委員 丸島委員の御発言の趣旨と、今の川上さんの御発言が一致しているのかどうか

のですけれども、制度上も必ず保証が受けられるということではなく、理論的には保証が受けられない可能性が残るならば、貸与制への切替えはすべきではない。そういう人が実際にどれくらいいるのかは分からないけれども、あり得るとすると、そういう人に十分な生活保障をするために修習生全員に対する給費制をあくまで維持すべきだと、こういう主張なのか、そうではなく、賛成とまではおっしゃれないのだけれども、貸与制への切替えということが多くの意見ならば、それを前提としながら、しかし、貸与制の下そういう保証が得られないため貸与を受けられない人が出ないような措置を考えるべきだと、こういう主張なのか、日弁連ではなく委員としての丸島さんの御趣旨はどちらなのかをお伺いしたいと思います。それによって、どこに書き入れるのかや、書き方も違ってき得ると思うのです。

さらに付加して言うと、後者であるとした場合にも、十分配慮してほしいと言われるけれども、これ以上に配慮する何か具体的なやり方があるのか、あるならば、お聞かせ願いたいと思います。

○佐々木座長 趣旨の確認ということですが、丸島さん、何かございましたら。

○丸島委員 少数意見に書かれてあるとおり、貸与制実施の理由とされる諸点については十分な根拠がないこと、司法修習の意義や性格、内容に照らし給費制を維持すべきであるということも申し上げたのですから、その少数意見の並びに今の点についての私の意見も加えて入れていただくという、そういう整理だろうと思います。

今、申し上げたことは、前回までの会議の中で、経済的支援を行う制度としての貸与制という趣旨の御説明を伺っているわけですが、貸与にあたっては保証会社を要することとの関係で、経済的支援を要する方でありながら保証が付けられず貸与を受けられない人が出るということであるならば、本当に経済的に困難な人がアウトになる可能性があるのではないですかということも前から申し上げていて、今日の御説明でも、できるだけそういうことのないようにという御趣旨では伺いましたけれども、制度上は穴があるのではないかとすることは指摘申し上げておきたいと思います。

したがって、そのことについて、どうそれをカバーする措置があるのか、私にはよく分かりませんが、簡単に言えば、保証会社というようなものを求めなければそういう問題は起きないんでしょうが、いずれにせよ、所管の部門においてそういうことがないような措置をとられるべきだろうと思いますし、そのような措置をとれないのであれば、その点でも貸与制という制度の問題が残りますよということを申し上げているのでございます。

○佐々木座長 井上さん、何か。

○井上委員 もう議論してもしょうがないのですけれども、保証会社を付けなければよいというのは、保証を受ける可能性を狭めることになるので、御趣旨には逆行するのではないですか。

○丸島委員 そのようなことを言っているのではなくて、具体的な案がありますかというお尋ねですから、簡単に言うならば、このようなケースに保証会社を付けることまで求めなければそういう問題は起きないでしょうということを申し上げただけのことです。

○井上委員 問題は起きないでしょうが、貸与を受ける可能性が狭まるのでは・・・。

○丸島委員 ですから、保証会社を付けることを求めながら、しかし、経済的に困難な方もすべてカバーするための措置をどうするのかということは、最高裁もいろいろ苦労しておられるということがあるんでしょうから、そこは徹底するような措置を更にお考えくださいと申

し上げているのです。一般的に経済社会はそう簡単ではありませんから、過去に1回でも事実上の倒産歴などがあればアウトということはしょっちゅうなことでございますので、そういうことを含めて、先ほど申し上げたように、人生をやり直し志をもってこの分野にチャレンジする方も少なくなくおられますので、そういう方がやはり安んじて取り組めるような措置を最高裁においても十分検討しておいていただきたい、こういうことを申し上げているわけです。

○佐々木座長 丸島さんの意見は、少数意見のところに書き込むということで処理をさせていただきたいということで、それでよろしいですか。

○川上オブザーバー 少しだけでも発言させて下さい。

○佐々木座長 いや、もうちょっとこの件は、一応それで終わりにさせてください。後でまた何かあれば、時間を見て御発言を求めます。

それでは、本論の第一次取りまとめ（案）について意見交換に入りたいと思います。

そこで、この最初の方から順次まいりますので、該当箇所御発言がありましたら御発言をいただきたいと思えます。

まず、取りまとめ（案）の1ページ、第1「はじめに」でございます。ここは1ページちょっとありますけれども、何か御意見ございますか。

特に御発言がないということで、2ページ、第2「検討の経過」でございますが、これにつきましてはいかがでございましょうか。

ということで、いよいよ2ページの第3「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について」、これにつきまして、その箇所を検討してまいりたいと思えます。

まず、2ページから3ページにかけての箇所何かございますでしょうか。第3の1のところ。特にございませんようでしたら、そこも特に御意見がないということで進めさせていただきます。

次に、3ページ、2「経済的支援の基本的な在り方」の中で、（1）「貸与制導入の経緯、趣旨とその概要等」、それから、5ページ（2）「給費制を維持すべきとの見解」、それから（3）「本フォーラム事務局が実施した経済状況調査の結果」についてということで、ちょっと長くなりますけれども、3ページから6ページまででございましょうか。何かございますか。

それでは、6ページ、フォーラムの検討結果の（4）のところになりますけれども、ア「本フォーラムにおいて大勢を占めた意見」という箇所がございます。そこについて御意見がございましたら、これがちょっとしばらく続くんですけども、何か御意見ございませんでしょうか。次が10ページから入ります。そこまでの間になろうかなと思えます。その次が少数意見になるものですから、大勢を占めた意見の内容につきましてチェックをお願いしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○久保委員 ささいなことで恐縮なんですけれども、7ページの上から12行目の「なお、日本弁護士連合会から提出された「当事者の声ブックⅡ」」ですね。そのくだりの5行は削除してはどうかというのが私の意見でございます。その理由ですが、この案は全体的には非常に大局的で幅広い視点から説得力のある取りまとめが行われていると思えますけれども、この部分はいささか瑣末であって、全体の流れから見て、かなり異質でもあって違

和感があるというふうに感じられるわけです。もちろん、懇親会の重要性は否定するものではありませんが、ややこの部分に違和感があるというふうなことなんです。

○佐々木座長 この点について、何かほかの委員から。

○井上委員 私も結論としては同意見です。懇親会というものにはそれ自体としてそのような意義があるのかもしれませんが、それを国民の負担による給費で賄うべきだといったことを堂々と言うことには、見識を疑うところがあり、内容的には、ここに書かれているとおり、いかななものかと思うのですが、今おっしゃったように、それに言及することで、まとめ全体の格調が下がってしまうように思いますので、中身的には書かれていることと同意見ですけれども、まとめにまで取り上げるのはいかなものかなという感じがしています。

○田中委員 私も今のお二人の意見に結論は賛成でございます。

賛成の理由がちょっとまた違うんですけども、この部分というのは、議事録からは鈴木総務副大臣の御発言であることが明らかであり、これが取りまとめに残るということになると、「給費がなければ他の修習生や教官との懇親会への参加にちゅうちょするという司法修習生の回答が複数あったこと」を根拠として「給費制の必要性や意義について疑問を呈する」旨の意見を鈴木総務副大臣が述べられたということになります。しかし、議事録によりますと、副大臣は御発言の中で「ちょっと次元は低いのですが」というようなことを自らおっしゃって御謙遜された上で、「こういう資料をなぜお出しになるのか」、「それは率直な声だからと言えはそうかもしれませんが」というような言い方をしておられるんですね。この趣旨は恐らく、こういうレアなとか生のリファインされていないものは、こういう場に提出するに相応しいクオリティーの高い資料ですか、という筋からやんわりとおいさめになったと、こういうふうには私は理解したわけです。そのような理解もできるということになりますと、そういった御趣旨で言われた、ある意味カジュアルな御発言を、先程のような形に取りまとめて掲載することが果たしてよろしいのかということに若干違和感を感じると、こういう意見でございます。

○佐々木座長 ほかの意見を含めて、何かございますか。

座長といたしましては、皆様の御意見もただ今ございましたようなことで、立論の根拠が若干微妙に違いますけれども、基本的に違和感がある。それから、全体の文意のとらえ方も含めましていろいろ御意見がございましたので、この5行というのを削除するということがいかなものかと思いますが、どうでしょうか。多数の方の御賛同を得られれば、カジュアルかどうかはともかく、そういう扱いでよろしゅうございませうか。

では、そこについては、久保委員からの御提案からありました皆様の御意見を踏まえて、そういうふうに取り扱わせていただきますが、10ページまでのところで、ほかにございませうでしょうか。

それでは、一応ずっと全体を見ていただくということもございますので、10ページ、イ「少数意見」、それから、11ページのウ「その他」、エ「結論」というふうに全体ができ上がっているんですけども、この11ページの終わりまでのところにつきまして御意見がございましたらお願いしたいと思います。

○伊藤委員 10ページの下2行から11ページの6行あたりのところですけども、一つは、日弁連の調査というのは確かにされたんでしょうけれども、そもそもこのフォーラムの関係で言えば、フォーラムで正式にやると決めた結果があるわけですから、それ以外のものを書

くというのは、私は違和感があるということです。

それからもう一つは、過払金のことを書いてありますけれども、これも確かに事実はこちらなんだろうけれども、果たして弁護士の実態がこうだよということを、それほど大いばりで世間に向かって言える話かなと。こんなことをこれに書く必要が本当にあるのかなという気がしますので、もう少しそれこそ上品といいますか、スマートといいますか、ここで書いてあることが必要なら、ちょっと直した方がよろしかろうというのが、私の意見でございます。

○佐々木座長 例え、具体的にはこの2行を、それからどの辺までどうしたらよろしいか、何かアイデアがあれば。

○伊藤委員 4行ぐらいを、後の文章とのつながりもあるでしょうけれども、10ページの後ろ2行と11ページの頭2行は必要ないのではないかなという。

○佐々木座長 11ページの頭2行までのところですね。

○伊藤委員 はい。

○鎌田委員 1点は今の御意見と共通でございます。先ほど削除が決まった7ページのところとは、ある部分通ずるところがあって、先ほど削除したところも余り品位のある話ではないんですけども、実はこの給費制維持の問題のある側面を鋭く突いているところがあるように思います。給費制を維持してくれという論拠がたくさんある中で、先ほどの話とか、今後、収入が減るかもしれないから、もっと経済的支援をくれみたいな、こういう物取りのな次元にこの問題を引き下げるとは妥当でないという感じがしてならないのと、弁護士の役割について若い人たちにもっと将来の大きな夢を与えるような議論に、この議論全体がなつてほしいところで、こういう具体的な収入見込みの内容まで書くのはいかなものかなと私も思いました。

それから、もう1点、先ほどの保証の話を「少数意見」の中にも書き込むということでしたけれども、「少数意見」の書き出しが「これら大勢の意見に対して、給費制を維持すべきであるとの立場からは」ということで、それがずっと続いてきています。先ほどの保証の話というのは給費制維持の立場からではなくて、貸与制になって、そのことを前提にした場合に保証が受けられないために貸与が受けられないということのないようにしてほしいという一つの細かな運用上の問題でございますので、「少数意見」の中には入れない方が丸島委員の立場には適合していて、7ページの保証のところ、この保証に関連してこういった意見があり、また、それに対してはこのような説明があつてうんぬんという形で書き込む方が全体としての統一性があるかなと、今これを拝見しながら思いました。準備を進めていただいて、さらにそれを訂正しろとまでは申しませんけれども、その点についての意見を申し上げました。

○佐々木座長 それは後で見ていただきます。

ただいまの伊藤委員、鎌田委員、お二人から御指摘があつた箇所については、ほかの委員は何か御意見ございますか。

○川上オブザーバー フォーラム事務局が行われた調査結果の収入・所得の回収率が13.4%でした。この点、第3回フォーラムで伊藤委員からも御指摘いただきましたように、「これでは回収率が余りにも低い」ということで、日弁連は緊急に補充調査をしました。短い調査期間でしたが、回収率は44%になりました。その結果、フォーラム事務局の収

入・所得の調査結果を分析する場合の留意事項として色々とありましたが、その中で、最近の収入のバブルと言いましょか、過払金の事件があったわけです。これらも含めていずれも留意点として、ここに記載を残していただきたいと思います。

○宮脇委員 私は先ほどの御意見がありましたように、日弁連さんが行った調査そのものの意義というのは否定しませんけれども、ここの取りまとめの中に入れることに関しましては、先ほどの御意見どおり、これは削除していただきたいと思います。それは、このフォーラムとしてきちっと内容等について合意して行われたものではございませんし、それを補完したいという御意思であれば、それは日弁連の中で発信をしていただければよろしいことかと思えますので、ここの場からは削除をしていただきたいと、そういう意見を申し述べたいと思います。

○井上委員 私も結論としては全く同意見ですが、この前この調査について紹介があったときに、紹介ということなので、あえて意見を申さなかったのですけれども、フォーラムとして調査をすると決めて、しかも日弁連の御協力も得て調査をした、その結果が出ているのに、それが回収率が低いからといって信頼性が低いと独自に評価して、しかもそういう説明を付けて独自に調査をしたというのは、手続的にも適切でない上、そういう説明を付けて実施しているという点で、そこまでの意図があったとは必ずしも思いませんけれども、結果として調査の信頼性を損なうもの、つまり、一定方向への誘導を生じさせ得るものですので、そのあたりも配慮されて然るべきであったと思われ、その意味からも、フォーラムとして行った調査の結果と並べてこれに言及するというのは適切ではないと考えます。日弁連の主張としてこういうことを言われるのは結構だと思うのですが、そのようなものとしても、鎌田委員が言われたように、ここまで踏み込んで書くのはいかがなものかとも思います。

○丸島委員 ここの書きっぷりですが、フォーラムの調査に不十分な点があったからまた調査をやったみたいな受け止められ方をすると、余り好ましくないというのは同感です。他方、この議論は、つまり貸与制を実施しても弁護士の中の所得状況の調査から返還可能ではないかという意見に対して、主として若い弁護士たちの中では、現在過払金請求事件が訴訟事件のかなりのパーセンテージを占めている状況にあり、そしてその過払金請求事件が数年後にはなくなっていくという状況にあり、弁護士増員の中での将来の弁護士の収入や返還可能性を今の調査の数字だけで判断していいのだろうかという指摘が様々にされていることは事実であります。日弁連が指摘しておられるのは、今回の調査がどうこうということよりも、今の普通の若手弁護士のそうした将来の所得状況、経済状況への不安をもとにして、返還可能性の議論を今の収入調査だけで判断していいのだろうかという疑問を呈していると、こういうことだろうと思います。その意味では、この指摘は残していただいて結構ではないかと思えます。あとは表現の問題だろうと思います。

○佐々木座長 今のお話を聞いていますと、11ページの1行目から2行目は残すという案と、それから、4行にわたって削除すべきだという御意見、鎌田委員はどっちを言われたかよく分かりませんが、二つ出ておりますけれども、どうでしょうか。

この前の方を、11ページの上から1行ちょっとというのは、どういうふうに扱ったらいいか。あるいは、全体を含めて文章を少し工夫するというようなことなのか。何はともあれ、この具体的な訴訟案件みたいな記述は、基本的にこの報告書の中で、こういう場所に書く上では必ずしも適当ではないんだということについてはどうですかね。久保さん、先ほど

の箇所との対応関係がないわけではないかもしれませんが。

○久保委員 私も同じところで、10ページの下から2行を削除してはどうかという意見を提出させていただいたんですが、日弁連の主張として、その後続く「今後の過払金返還請求事件の減少に伴う更なる所得減少の可能性」、それは残して、この程度で主張は十分に伝わると思います。その上で、余りに具体的な前の2行を削ってどうかというふうな意見です。2行がなければ、「日本弁護士連合会が行った調査によれば」という表現も消えるので、いいのではないかなと思います。

○田中委員 10ページの下から2行目のところですけども、これについては先ほど井上委員からもお話がありましたように、中立性・公平性ということが担保されるべき仕組みからすると、このフォーラムでは検討未了の調査という位置付けになろうかと思しますので、そういう意味では、「日弁連が行った調査によれば」で始まる一文は、ルール違反かなというふうに考えられます。

そこが仮にそういうことであるとすれば、座長がおっしゃいましたように、11ページで過払金返還請求事件という、いろいろな民事訴訟の中でこの事件がなぜ急にここに出てくるのかという必然性について、やや考えにくいところがあるのではなかろうかと。これはあくまでも10ページからのつながりがあるって考えられるところであって、その前提がこけますと、やはりこれは難しい問題であろうと、こういうふうに思います。

○佐々木座長 で、どうしたものでしょうか。

○田中委員 そうしますと、もし日弁連の方なり、あるいはそれなりのお考えを持った方が、どうしても取りまとめに入れていただきたいということであれば、調査の結果こうであるという書き方ではなくて、それなりの価値観を簡潔な言葉で表現されたら、それはそれでよろしいのかなと。ただ、そういうことではなくて、既に御議論が尽きていますねということであれば、これは削除ということでもよろしいのかなということです。

○佐々木座長 こういうのを始めると、いろいろな意見が出てきて、なかなか御同意いただけないところもあるかと思いますが、確かに11ページの1行目というのは前の文章が出てくる話で、いきなり出てこられると、これまたいささか唐突感を否めないということがありますので、このところをちょっと事務局、何か知恵がないか、私は余裕がございませんので、少し検討していただけますか。それで、ちょっと後で最後に確認をさせていただきますので、基本的には、一つはかなり規則的な問題として、10ページ目の下から2行はこれは削除ということで、そして次の11ページの二つの「おり、」まで削除しておいて、その次の1行プラスアルファをどういうふうにするのかということを検討させていただくというふうに取り扱わせてください。

○井上委員 10ページのもう少し上の方に「近年における弁護士の所得の減少傾向」ということが書かれていますね。そことうまく接合できないでしょうか。

○佐々木座長 なるほど。そういうことなんですかね。

○井上委員 それに加えて今後「更なる」という趣旨だと思うのですね。後ろの方も、結局は十分払えるかどうか疑問だということに収れんすると思いますので、そのところにまとめて修文すればよいのではないかという感じがしますけれども。

○佐々木座長 そうですか。いずれにしても、最後の段階でちょっと修文を示して、皆様に御

賛同いただければ、そのように取り扱いたいと思います。

その10ページ、11ページのところは、ほかにいかがでございましょうか。

それでは、12ページ「貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の内容について」ということで、(1)「低収入・低所得者に対する措置」ということはいかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。

次に、13ページ(2)「その他の措置の要否」でございしますが、ここはいかがでございましょうか。

○南雲委員 13ページのイの下の方でございます「また、弁護士会費が高い地域」等々で、日本弁護士連合会において検討してはどうかという意見があったということについては、これはその上に「弁護士会の自治の下で定められている」ということが言われておりますので、ここまでこの書きぶりを入れる必要性は私はないと思います。ですから、その下の「これらの意見に対しては、弁護士・弁護士会は」ということも、あえて入れる必要はないのではないかと思います。

○佐々木座長 そうですか。そうすると、「また」からの1パラグラフ、これは入れる必要がないと、こういうことですね。そうですか。とにかくそこも含めて、今の南雲委員の御意見に対しては、いかがでございましょうか。

何かこの案件も、岡田さんがちょっと問題提起されたような記憶があるんだけど、いかがでございましょうか。

○岡田委員 おっしゃるとおり、ここで私のこの部分を入れる必要はないと思います。上のところで十分書かれているのでいいです。今後、合格者の数に関する議論があるかと思いますが、その部分では言わせていただくことになるかと思っていますので、削除していただく分は構いません。

○佐々木座長 ここについては。

○岡田委員 ええ。それから、後ろの丸島委員の部分は私の意見に対しての答えにはなっていないような気がしますので、これは別だと思うのですが。

○井上委員 「また」の部分、基本的にはお二人の意見に賛成なのですが、地域によって会費にかなりの格差というのは事実であり、これはもちろん弁護士会が自治で決めるべき事柄で、フォーラムとしてどこまで言うべきかという問題はあろうかと思うのですけれども、地域バランスというか、公平にも配慮してほしいと希望を表明することは差し支えがないと思われるので、そういった趣旨の語句を一番最初のパラグラフのどこかに入れたらどうでしょうか。「資力に欠ける者について弁護士会費等を軽減」するのどこかに、地域によって不公平が生じないようにといったことも言っておいた方がよいのではないかなという気がします。これも事務局の腕の見せどころですけれども、お願いできればと思います。

○佐々木座長 では、ちょっと腕を見せてもらうことができれば、大変いいんですけども。

その、今、たまたまイのところについて議論いただいているところですけども、イの後半、14ページにかけても、ほかに何か意見がないのか、御発言をいただければと思いますが。

○丸島委員 まとめ方の問題なんですけど、全体15ページの中で、この部分だけで丸々1ページとっているのが、ちょっとボリューム的にどうかなという感じがしておりましたところに、いろいろな御意見がありましたので申し上げます。イの二つ、前半の会費の方、それから後

半の公共心や即時返還せよという部分、いずれにしても、官協委員の御意見があり、それに異論があったという書き方ですので、それはそういう構造は維持していただくということで、全体としてももう少し圧縮してはどうかと思います。先ほどおっしゃっていただいたように、イの官協委員のおっしゃっている弁護士会費を軽減したり全額免除すべきではないかに引き続いて、岡田委員の、各地域の会費負担を均衡化するための施策を検討してはどうかなどといった、弁護士会費の負担についての問題を提起する意見があったということで一文でまとめていただいて、私の方も、もし短くするということならば、この意見に対しては、弁護士会の果たすべき公的責務との関係で弁護士会の財政や会費負担の在り方について日弁連でも検討しているけれども、これは貸与制に伴う措置の問題とは異なる問題であるという意見が述べられたというような趣旨で、圧縮して整理していただければと思います。さらに、その後の後半も何か圧縮できればと思うんですが、ちょっと今すぐにアイデアが浮かびませんのでこの程度とします。

○佐々木座長 ほかに何か意見はございますか。

それでは、いろいろ御要望がありましたので、事務局で至急工夫をして、どういう修文が可能か、できれば本日の会議の最後にでもお示しさせていただきたいと思います。

13ページ、14ページ、意見いただきましたが、ほかにございませんでしょうか、そこにつきまして。

それでは、次に第4「法曹の養成に関する制度の在り方について」ということで、これは、これからの検討課題に基本的になろうかと思えますけれども、何か特に御注意、御要望ございましたら伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、準備の関係がありますので、ちょっと休憩をさせていただいてよろしいでしょうか。今、2時5分ごろですので、それでは10分間休憩ということで、事務局には申し訳ありませんけれども、できるだけ成案を今日皆さんに見ていただきたいと思えますので、では10分間、15分まで休憩ということにさせていただきます。

(休 憩)

○松並官房付 お待たせいたしました。では、引き続き、議事に入りたいと思えますので、座長、よろしくお願いいたします。

○佐々木座長 それでは、お手元に修正、修文したものが参っていると思えますので、個別に確認をさせていただきます。

4ページですが、これは今日、最高裁の方から御説明があったことを踏まえて、この保証の問題について書き加えるということをお了解いただいたものですから、書き加えたものがございます。そこで赤字に書いておりますように「希望すれば全員が」と「全員が」が入る。「なお、自然人の保証人の場合には、国の他の修学資金の貸与制度とは異なり、父又は母が要求されておらず、自然人の保証が立てられない場合でも、金融機関による保証が受けられるように特段の配慮がされている。」ということで、今日、御説明いただいた内容を入れたところでございます。

それから、7ページ。これは、(イ)のところではありますが、「誰でも無利息で貸与を受けられることとされているとの意見が述べられた。なお、指定金融機関による保証が受けら

れないのは極めて例外的な場合に限られており、万が一そのような場合が生じたとしても、保証人となる自然人又は他の金融機関を探す余地が残されており、後記イの少数意見が指摘するような経済的事情により司法修習ができない事態が生ずることは想定し難いとの説明がなされた。」というのが、7ページの追加文でございます。

それから、「少数意見」の方に書き加えるという今の案件でございます。これが⑤というのに入っております、「自然人又は金融機関の連帯保証が得られずに修習資金の貸付けが受けられない可能性がある以上、経済的事情により司法修習ができない事態が生じ得るとの意見があった。」ということですね。

それから、先ほどの例の日弁連の調査にかかわるページのところになるわけですが、先ほどいただきました4行は、これをカットいたしました。そして、その部分を上に持ってきまして、「近年における弁護士の所得の減少傾向や過払金返還請求事件の減少に伴う更なる所得減少の可能性」というようなことで、後の4行をカットしたという構成にしたところがございます。

それから、13ページから始まっている例の箇所ではありますが、この「また」からの4行というのは削除してもいいのではないかと。ただし、その趣旨をどこかに組み入れたらいかかという御指摘があったものですから、前のパラグラフに入れまして、「若手弁護士の司法過疎地域における活動促進の観点から、各地域の会費負担を均衡化するための施策を検討してはどうかといった、弁護士会費等の負担についての問題を提起する意見があった。」というふうに前のパラグラフに入れました。そこで、その後4行が削除になりまして、「これに対しては、弁護士・弁護士会の果たすべき公的責務等との関係で弁護士会の財政や会費負担の在り方については日本弁護士連合会の中でも検討されているが、これは貸与制に伴い国がとるべき措置の問題とは異なる問題であるとの意見があった。」ということで、ここも少し簡略化する形で文章を直させていただきました。

先ほど、私ちょっと読みながら気が付いたんですけれども、削除のものがこの中でまだ残っていたりするものですから、これはあくまでも、この修文をしたものだけを、今、お渡しをしたということで、削除したものが復活するということとはございませんので、そういう点は誤解のないように確認をお願いしたいと思っております。

ただいまの修文につきまして、何か御意見ございましたら伺いたいと思います。

- 宮脇委員 細かいことなんですけれども、過払金のところなんです、原文との関係でいくと、過払金の前のところに「今後の」という言葉を入れないと、ちょっと。
- 佐々木座長 この「更なる」というののほかに、さらに「今後の」も入れるべきだと。
- 宮脇委員 今後、落ちてくるので。「更なる」で読み込めないということはないと思いますが。
- 佐々木座長 分かりました。それは特に御異論ないですね。

それでは、「今後の」というのも入れて「更なる」も入れておくという、こういう扱いにさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

特にただ今の修文の箇所について御意見がないということでしたら、このような形で確定をさせていただきます。ほかの箇所につきましても、先ほど申しましたようなことで、ここでの合意に従って忠実に修文、削除、その他をいたしますので、その点はお任せをさせてい

ただきたいと思います。その点についてもよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

会議の後、速やかに全体の取りまとめ（案）を確定をいたしまして、修正して皆さんにお配りするとともに、法務省のホームページに公表するようにいたします。

ところで、本日の資料の公表につきまして、1件御相談を申し上げたい件がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○**後藤司法法制部長** 本日、資料目録として配布されております資料の3で、日弁連から「貸与制における保証の問題について」という資料が提出されております。その資料の5枚目の裏からですが、これは「包括保証契約書」という契約書でございます。最高裁判所と株式会社オリエントコーポレーションとの間の契約書でございます。

私ども、事前にどういう形でこれが公開されているのかどうかというのを確認したところ、日弁連からは最高裁の情報開示の手続で入手をしたという御説明を事務局では聞いておりますが、その点、最高裁はまだ確認は未了だということですので、そういう前提でちょっと議論していただかないといけないんですけれども、ホームページでの公開の検討に当たりまして、もし、情報公開の手続で出たものであれば、情報公開法に定める不開示事由はないということにはなりますが、他方で、国とオリコとの間の契約書でございますので、そのことと別に法務省のホームページに公表することになりますので、そのことがいかどうかという議論が一応あろうかと思えます。資料の公表につきましては、このフォーラムの運営要領の第6におきまして「座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って資料を公表しないことができる」という規定がございます。このフォーラムで御議論いただきまして、公表するのが適当でないということであれば、それは公表いたしませんし、公表しても構わないということであれば公表するという扱いにしたいと思えます。

いずれにしても、文書の開示手続を経たか経ていないかをちょっと確定し難いものですから、今の時点では一応日弁連の御説明を受け入れて、そういう前提で入手したということと御検討いただき、もし、その事実と誤認があれば、また別途次回まで留保ということにせざるを得ないかと思えますけれども、そういう前提で御検討いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○**佐々木座長** 何かこの件について、御意見ございますか。

○**菅野審議官** 意見ではないんですけれども、注意喚起という趣旨で、私から若干補足させていただきます。本件につきましては、日弁連自体からは、最高裁に対して、今回こういうものを提出したいとか、こういう資料を入手したいといった御相談は一切受けておりませんので、私どもとすると、今回出てきた文書をどのようにして入手されたのかについては、正確には確認しようがないわけです。私どもとしましては、もちろん何も隠しだてするところはありませんので、それらの資料を会議資料とされることについても、それから公表されることについても、特段異議を申し述べるつもりはございません。しかし、契約当事者であるオリコとの関係では、その了解を取るなどの手続を一切踏んでおりませんので、そのことについては注意喚起させていただきたいと思えます。

○**佐々木座長** さて、どうしようかということですが、一つは、事務局の方で事実誤認はないかと思えますけれども、確認をしていただくということは当然お願いしようかなと、私としては思っております。その上で、また今、菅野さんから言われたような手続をどうするかと

か、いろいろなことが出てくるのか出てこないのか、細かいことは分かりませんが、とにかく事務局の方でもう一度事実関係の確認はさせていただくということはしたいと思っております。できるだけ資料は公開をすることを基本にして進めてまいりたいと思っておりますけれども、踏むべきステップはやはり我々の方としても、責任を持って処理をしたいと思っておりますので、これはちょっと預らせていただきたいと思います。そんな長い時間は必要ではないかもしれませんが、それでよろしいでしょうか。

そういうことで、あと申し述べておかなければなりません件としましては、この取りまとめにつきましては、私から法務大臣にこれを提出するというのを考えておりますので、できるだけ、こういう状況でありますので速やかにやりたいと思っておりますが、御都合を伺った上で処理したいと思っております。

そして、何よりも私が申し上げたいことは、本フォーラムの取りまとめに至るまでの皆様方の大変熱心な御議論と、またその上でのいろいろな点での御協力に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

○南雲委員 この取りまとめではないんですが、15ページの「今後の検討」の中で、法曹養成に関する制度の在り方で「今後も更なる検討を続けること」となっていると。私はこのとおりだと思うんですが、2点について少し意見を述べたいと思っております。これは議事録に載せる中間取りまとめどころかということではありません。

一つは、民主党のPTの中で、8月21日に中間取りまとめがされました。そのまとめは、このフォーラムと結果的に内容が逆の内容でPTとして取りまとめがされておりますし、事務局長のコメントも少し違う内容になっております。なぜ民主党PTが8月21日と日にちを設定してそういう中間取りまとめをしたのか、それをどういうふうに政府として受けるのか、このことについて私は違和感を持っているということだけは申し上げておきたいと思っております。

2点目は、今回これからも検討はしていく上で、今後も更なる検討を続ける場合に、今日も副大臣、政務官の皆さん方、御出席をされておりますが、どこがイニシアチブをとって、この法曹養成制度の改善に向け、法曹を目指そうとしている人たちにメッセージを送るのかということが、私は大変重要だと思っております。今までは、法務省は法務省に管轄する部分、それぞれの管轄する部分として、それぞれが個別に検討され、やられてきたのではないのかなと思います。是非、今回出席されている大臣、副大臣、政務官の方々につきましては、引き継ぎの中で、やはり一括して行うような体制整備なりというものは必要ではないのかなというふうに、意見として申し上げておきたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

ただいまの点は大変重要なポイントだと思いますが、その点を含めて言うとちょっと大変失礼なんです、政務の方々から何か一言御発言をいただければありがたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

例えば小川副大臣から、いかがでございましょうか。

○小川法務副大臣 まず、1点目の党のPTの件ですが、これは私も驚いたくらいに急きょPTが立ち上がって、急きょそのような趣旨のPTとしての案がまとめられたわけですが、党の決定はあくまでも政策調査会で承認して党の政策になるわけですが、そこには経ておりませんので、あくまでもまだPTの案ということでございます。

それから、後者の方、やはり同じように、法曹ですので法務省かな、あるいはロースクールですと文科省かなということがありますが、そもそもこのフォーラム自体が関係6省庁参加して構成したように、やはり横断的な全般的な取組みをしていきたいという、その趣旨のあらわれでございますので、今後もそういう趣旨はしっかりと受け止めていきたいと思っております。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

ほかの政務の方から御発言はございませんでしょうか。

それでは、政務の皆様にもお忙しい中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

これから法曹養成に関する制度の在り方につきまして、今後とも議論を進めていきたいと思っております。次回の会議におきまして、今後のフォーラムの進め方につきまして、またお諮りをしたいと思います。

大変、今日は熱心でかつ多くの議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日はこれで終わりといたします。

次回以降もよろしくお願い申し上げます。

—了—